組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年五月二十二日

長野県駒ヶ根市中央二三番一九号

合資会社石原呉服店

代表社員　石原　桃介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年五月二十二日

熊本県天草市下田北一二〇一番地

合資会社望洋閣

代表社員　藤本　惠三

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　デーリー東北

掲載の日付　平成二十五年五月十八日

掲載頁　五頁

平成二十五年五月二十二日

青森県八戸市卸センター二丁目九番二三号

北日本商事株式会社

代表取締役　松尾　彰平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千四百万円減少し二百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年七月三十一日であり、株主総会の決議は、平成二十五年四月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年五月十五日

掲載頁　六十頁（号外第一〇〇号）

平成二十五年五月二十二日

横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号

株式会社ライブラネオ

代表取締役　狩野　英樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し六百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年五月十五日

掲載頁　五十六頁（号外第一〇〇号）

平成二十五年五月二十二日

大阪市住吉区山之内二丁目一二番二六号

日亜株式会社

代表取締役　黒田真三宣

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年六月六日を基準日と定め、同日午後十七時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年六月十四日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年五月二十二日

徳島県那賀郡那賀町木頭南宇字上平四六番地

株式会社黄金の村

代表取締役社長　株田ツヤ子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年六月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年五月二十二日

東京都品川区旗の台二丁目八番九号

幸運漁業株式会社

代表取締役　安田　光雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年六月六日に株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更決議を行うので、可決された場合当該定款変更は同日において効力発生し、当社の株券は無効となりますので公告します。

平成二十五年五月二十二日

川崎市川崎区鋼管通一丁目三番一七号

和光産業株式会社

代表取締役　矢口　寛志

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年六月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年五月二十二日

愛媛県伊予市米湊一六九八番地の六

ヤマキ株式会社

代表取締役　城戸　善浩

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である中垣光博が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年五月二十二日

東京都千代田区内神田二丁目二番六号五階

あすな会計事務所内

Ｔ５　Ｃａｙｍａｎ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ　Ｌｔｄ

日本における代表者　中垣　光博

限定承認公告

本籍山梨県甲斐市中下条一六七三番地、最後の住所山梨県甲斐市長塚五二一番地

被相続人　亡　安井　義尚

右被相続人は平成二十五年二月八日死亡し、その相続人は平成二十五年五月七日甲府家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十二日

山梨県甲斐市長塚五三一番地

限定承認者　中込ヒトミ

限定承認公告

本籍兵庫県尼崎市猪名寺一丁目四五七番地、最後の住所兵庫県尼崎市猪名寺一丁目三七番二六号

被相続人　亡　乾　和子

右被相続人は平成二十五年一月九日死亡し、その相続人は平成二十五年五月十日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十二日

大阪府豊中市新千里東町一丁目二番四号信用保証ビル六階

相続財産管理人大野壽子

代理人弁護士　大山　七重

限定承認公告

本籍大阪府大阪市北区中崎三丁目七五番地、最後の住所大阪市東淀川区南江口一丁目三番二五―一〇〇九号　被相続人　亡　松田　光司

右被相続人は平成二十五年一月十一日死亡し、その相続人は平成二十五年五月八日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十二日

大阪市東淀川区南江口一丁目三番二五―一〇〇九号　相続財産管理人　松田　寿子

限定承認公告

本籍香川県高松市小村町六一七番地、最後の住所大阪府堺市北区中百舌鳥町六丁八二五番地　被相続人　亡　岡　敬三

右被相続人は平成二十五年一月二十七日死亡し、その相続人は平成二十五年五月十三日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十二日

大阪府堺市北区中百舌鳥町六丁八二五番地

相続財産管理人　岡　民子

限定承認公告

本籍兵庫県西脇市比延町一一八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　三和田康夫

右被相続人は平成二十五年一月二十九日死亡し、その相続人は平成二十五年五月十四日神戸家庭裁判所社支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十二日

兵庫県姫路市岩端町四三八

限定承認者　三和田　皇